



# **65歳まで働く 65歳までの雇用を**

改正高年齢者雇用安定法の概要

**東京グラフィックス  
65歳雇用導入  
プロジェクト**



# 65歳までの雇用確保措置の導入が義務化されました

平成18年4月1日から、高齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用確保措置の導入が事業主の義務となりました。65歳未満の定年制度を定めている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、

- ①定年の引き上げ
- ②継続雇用制度
- ③定年の定めの廃止

のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

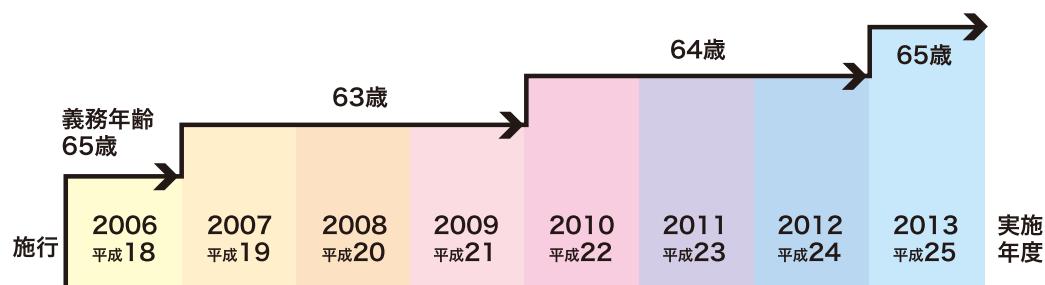
定年の引き上げおよび継続雇用制度は、最終的には65歳以上にしなければなりませんが、年金(定額部分)の支給開始年齢引き上げのスケジュールに合わせ、平成25年4月1日までは段階的に引き上げていくことが認められています(確保措置義務年齢)。

平成19年4月1日～	63歳
平成22年4月1日～	64歳
平成25年4月1日以降	65歳

継続雇用制度とは、雇用している高年齢者が希望するとき、定年後も引き続いて雇用する制度です。定年年齢に到達した者を退職させることなく、引き続き雇用する「勤務延長制度」、定年年齢に到達した者を一旦退職させた後、再び雇用する「再雇用制度」の2つの制度があります。

雇用条件については、必ずしも労働者の希望に合致した職種・労働条件による雇用を求めるものではありません。常用雇用だけでなく、短時間勤務や隔日勤務なども認められていますので、企業の実情に合った制度を導入することができます。

この継続雇用制度の導入に関しては、希望者全員を対象とする場合は問題がありませんが、特定の者だけを継続雇用する場合は、労使協定によって対象者となる高年齢者の基準を定めなければなりません。



## 継続雇用制度の 基本的な考え方

継続雇用制度の基準の策定に当たっては、労使間で十分協議の上、各企業に最もふさわしい基準を労使納得の上で策定していくことになります。ただし、労使で十分に協議をした上で定められたものであっても、事業主が意図的に継続雇用を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関連法規に反するもの、公序良俗に反するものは認められません。

例えば、「会社が特に必要と認めた者に限る」「上司の推薦がある者に限る」「男性(女性)に限る」「組合活動に従事していない者」などの表現は適切でないと考えられます。



継続雇用制度の基準としては、2つの観点に留意して策定されたものが望ましいと考えられます。

①意欲、能力等をできる限り具体的に図ること(具体性)

労働者自ら基準に適合するか否かを一定程度予見することができ、到達していない労働者に対して能力開発等を促すことができるような具体性を有すること。

②必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるものであること(客觀性)

企業や上司等の主觀的選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見可能で、該当の有無について紛争を招くことのないよう配慮されたものであること。

事業主が労使協定のために努力したにもかかわらず、協議が調わないときは、中小企業の事業主は平成23年3月31日までの間、就業規則等によって高年齢者に係わる基準を定め、その基準に基づく制度を導入できることになっています。

## 労使間で合意が 得られなかつた 場合の経過措置

## 事業主に対する各種支援

定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を実現するためには、年功的賃金や退職金制度を含む人事管理制度の見直し、職業能力の開発および向上、職域開発・職場改善等、さまざまな条件整備に取り組む必要が出てくる場合があります。

こういった企業における条件整備の取組みを支援するため、社団法人東京都雇用開発協会では、高年齢者の雇用問題に精通した経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士など、専門的・実務的能力を有する高年齢者雇用アドバイザーが、具体的かつ実践的な相談・助言を無料で行っています。

また、高齢労働者の活用に向けて、企業内において取り組むべき課題と方向を整理するため、コンピュータによる簡易診断も無料で実施しています。

さらに、人事管理制度、賃金・退職金制度や職務再設計、職場改善に関することなどについて、高年齢者雇用アドバイザーが具体的な企画立案書を作成し、条件整備のお手伝いをします(必要経費の2分の1または3分の1の負担が必要です)。

## 定年引上げ等 奨励金(70歳まで 働く企業奨励金) 制度

### <中小企業定年引上げ等奨励金>

常用被保険者数300人以下の事業主が、就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、または定年の定めの廃止を実施した場合に、その経費として一定額が支給されます。また、70歳以上への定年の引上げまたは定年の定めの廃止を実施した場合には、上乗せして支給されます。

### <雇用環境整備助成金>

常用被保険者数300人以下の事業主が、65歳以上への定年の引上げまたは定年の定めの廃止を実施後1年以内に、55歳以上65歳未満の常用被保険者に対する研修等を行う場合、研修等に要した経費の1/2が当該事業主に対して支給されます。

詳しくは社団法人東京都雇用開発協会に問い合わせを。

・(社)東京都雇用開発協会

東京都千代田区三崎町1-3-12 水道橋ビル6F  
電話番号03-3296-7221(代)



(社)東京グラフィックサービス工業会  
65歳雇用導入プロジェクト  
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16  
TEL 03-3667-3771 FAX 03-3249-0377  
URL <http://www.tokyographics.or.jp>